

# 「医療情報取得加算」変更

国が定めた診療報酬算定要件に従い、令和6年12月よりマイナ保険証利用の有無に関わらず、初診料または再診料に加えて以下のとおり「医療情報取得加算」が変更となります。

当院はオンライン請求資格確認を行う体制を有しており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得活用することで質の高い医療の提供に努めています。

【初診時】1点

【再診時】1点（3ヶ月に1回）

正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。